

文京区が管理する公共基準点分類表

令和6年4月現在

公共基準点 標識種別名	標識の形状（事例）	概 要	公共基準点 測量精度	所管 (所有者/管理 者)	関係法令
2級基準点		基本基準点や1級公共基準点等に基づき約500m間隔で設置された永久標識です。 文京区内には、文京区以外が管理する基準点があります。 【平成19年度】国土交通省より、街区三角点2点を移管。 【平成25年度】震災による影響補正の改測のため、新点7点（No.1～7）を設置。併せて、街区三角点の改測を行う。 【平成28年度】地籍図根多角点（3級相当）の内1点を改測し、2級に格上げによる1点追加。（文2-001） 【平成29年度】公共基準点再整備事業により、15点を新たに設置。（文2-002～016）併せて、既設3点の廃止。（No.4,5,6）	2級	文京区	測量法
街区三角点			2級相当	国土交通省 /文京区	
3級基準点		2級公共基準点等に基づき約200m間隔で設置された永久標識です。 文京区では、より高精度な基準点を管理するにあたり、文京区公共基準点再整備事業により、4級基準点相当の配点密度で3級基準点の精度を整備しています。 文京区内には、文京区以外が管理する基準点があります。	3級	文京区	
街区多角点		【平成19年度】国土交通省より、街区多角点111点移管 【平成24年度】震災による影響補正の改測を行う 【平成28年度】後楽一丁目の一部の地区で、新たに105点を設置（文3-H28001～H28105） 【平成29年度】公共基準点再整備事業により、文京区管内に新たに686点を設置～令和3年度】（文3-H29001～文3-R03105）	3級相当	国土交通省 /文京区	
街区多角点節点 【廃止】		2～3級公共基準点等に基づき約50m間隔で設置された標識です。 文京区は現在、公共4級基準点は設置していません。 なお、街区多角点節点及び街区点補助点については、平成29年度に全点の廃点手続きを行いましたので、使用できません。（文京区管内に隣接区が管理している街区多角点節点及び街区点補助点がございしますが、その使用可否についてはそれぞれの所管する区にお問い合わせください。）	4級相当	国土交通省 /文京区	
街区点補助点 【廃止】		【平成19年度】国土交通省より、街区多角点節点及び補助点を移管 【平成29年度】全点廃点			
地籍図根多角点		地籍図根三角点や1～2級公共基準点等に基づき約50m間隔で設置した地籍調査事業のための標識です。	3級相当	文京区	国土調査法
地籍図根多角点 (2次)		地籍図根多角点や2～3級公共基準点等に基づき約50m間隔で設置した地籍調査事業のための標識です。	4級相当		
地籍細部図根点		地籍図根多角点等に基づき設置した地籍調査事業のための標識です。			

注1) 文京区の公共基準点は「文京区公共基準点管理要綱」に基づき管理を行っています。

注2) 令和4年度以降、改測している基準点がございします。最新の点の記や成果表をご確認ください。

注3) 道路の掘削工事の際などで支障をきたす恐れのある場合は、必ず文京区土木部管理課土木用地調整係（TEL：03-5803-1243）までご相談ください。

注4) 「街区基準点」（街区三角点、街区多角点等）は平成16年度に国土交通省が整備を行い、19年度に文京区が成果の引継を受けたものです。